

行政事業レビューシート (総務省)							
予算事業名		受信障害防止対策(地方)		事業開始年度	平成16年度	作成責任者	
担当部局庁		情報流通行政局		担当課室	地上放送課	課長 吉田 博史	
会計区分		一般会計		上位政策	ユビキタスネットワーク整備等推進費		
根拠法令 (具体的な条項も記載)		総務省設置法第4条第66号		関係する計画、通知等			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)		地上デジタル放送の受信に欠かせない良好な受信環境を整備するため。					
事業概要 (5行程度以内。別添可)		地上デジタル放送に係る受信障害に関する申告等を受け付けた総合通信局等が迅速な原因究明の調査や対策のための適切な指導・助言が実施できるよう、地上デジタル放送受信障害防止対策用測定装置を地上デジタル放送の進展に合わせて総合通信局等に配備するとともに、申告内容から障害発生が複雑で原因究明のための迅速調査が求められる場合等に、専門調査会社に調査を請け負わせるもの。					
実施状況		地上デジタル放送受信障害防止対策用測定装置を地方総合通信局等に順次配備することともに、受信障害の状況が複雑な場合の原因究明のために受信障害状況の調査を実施。					
予算の状況 (単位:百万円)			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
		予算額(補正後)	15	15	15	15	15
		執行額	15	11	12		
		執行率	100	73	80		
		総事業費(執行ベース)	15	11	12		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	地上デジタル放送受信障害防止対策用測定装置の購入に当たっては、一般競争入札を実施して支出先を選定。 調査を請け負わせる場合には、総合通信局等に対して地上デジタル放送に係る受信障害を申告した者への適切な指導・助言が行えるよう、委託先に対し調査内容を充実させるための指摘、助言等を実施。					
	見直しの余地	地上デジタル放送受信障害防止対策用測定装置の購入に当たっては、一般競争入札における仕様書等の見直しも含め、引き続きより多くの入札者を募る。					
予算チームの監視・所見率	現行または見直し案どおり						
補記							

総務省
11百万円(平成21年度)

地上デジタル放送に係る受信障害に関する申告等を受け付けた総合通信局等が迅速な原因究明の調査や対策のための適切な指導・助言が実施できるよう、地上デジタル放送受信障害防止対策用測定装置を購入するとともに、受信障害発生が複雑な場合などに調査を請け負わせるもの。

【一般競争入札(応札数1者)】

A. アンリツ(株)
3.3百万円

地上デジタル放送受信障害防止対策用測定装置を総合通信局等に納入

【一般競争入札(応札数1者)】

B. 仙台測器社(株)
3.4百万円

地上デジタル放送受信障害防止対策用測定装置を総合通信局等に納入

【一般競争入札(応札

C. アール・エム計測器(株)
3.0百万円

地上デジタル放送受信障害防止対策用測定装置を総合通信局等に納入

【少額随意契約】

D. NHKアイテック(株) 等
1.9百万円

地上デジタル放送の受信障害の原因究明のための調査を実施

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位:百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロック
 ごとに最大の
 金額が支出さ
 れている者につ
 いて記載する。
 使途と費目の
 双方で実情が
 分かるように
 記載)

A.アンリツ(株)			E.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
機器の購入	アンリツ(株) 受信障害防止対策用測定装置の購入(1台分)	3.3			
計		3.3	計		0
B.仙台測器社(株)			F.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
機器の購入	仙台測器社(株) 受信障害防止対策用測定装置の購入(1台分)	3.4			
計		3.4	計		0
C.アール・エム計測器(株)			G.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
機器の購入	アール・エム計測器(株) 受信障害防止対策用測定装置の購入(1台分)	3.0			
計		3.0	計		0
D.NHKアイテック(株)			H.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
人件費	職員人件費	1.3			
旅費	職員旅費	0.6			
計		1.9	計		0

受信障害防止対策

背景

- 家庭電器製品の普及、無線局の増加、大衆化及び高層建築物の増加により、放送受信障害が増加してきたため、昭和55年から各地方総合通信局に受信障害対策官を配置し、申告処理対応を実施。
- 平成15年から開始された地上デジタルテレビジョン放送の進展に伴い、アナログ放送に加えて、デジタル放送の受信障害についての申告処理業務が増加しており、今後、更なる急増が予想。

目的

デジタル放送時代における受信障害に係る申告処理を可能とする体制を整備し、良好な受信環境の確保に資する

実施内容

各地方総合通信局における機器整備等

(1) 地上デジタル放送受信障害防止対策用測定装置の配備

デジタル放送受信障害の申告を受け付けた受信障害対策官が、その原因を調査する測定機器を配備することにより、受信障害対策に係る適切な指導助言を可能とする。

(2) 受信障害調査事務請負費の措置

デジタル放送受信障害の申告内容が複雑な場合等、専門調査会社にその原因の調査を請負わせることにより、迅速な処理を可能とする。

